

■ 賃貸借権の解約（農地法第18条第6項）

1. 農地法第3条による賃貸借は、解約手続きをしない限り、契約が自動継続されます。賃貸借契約を解約する場合は、農業委員会で解約の手続きをしなければなりません。
2. 農用地利用集積計画による賃貸借については契約が自動継続されませんので、期間満了前に更新手続きをしないと契約が解除されます。但し途中解約する場合は農業委員会で解約の手続きが必要です。
3. 解約手続きの際は貸し手・借り手双方の印鑑をお持ちください。
4. <必要書類>
 - ◎農地法第18条第6項の規定による通知書 …… 3部
 - ◎農地賃貸借合意解約契約書 …… 3部